

堺市議会事務局規則の一部を改正する規則

堺市議会事務局規則（昭和46年議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条議事課の分掌事務を定める部分第4号中「(大都市制度・広域行政調査特別委員会を除く。)」を削り、同条調査法制課の分掌事務を定める部分中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を第16号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。